

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（ R 1 年度 ）

住 所 長崎県佐世保市ハウステンボス町1-1
 事業者名 ハウステンボス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 坂口 克彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる船舶 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------|---|----------|
| 段差の解消 | 乗船場所に段差がある為、タラップ及び手摺りを整備する。 (現在～2020年) | ○ |

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------------------|--|----------|
| 乗降の介助や誘導等の支援を行う係員の設置 | 乗船・下船時に移動経路上に乗降の介助や誘導等の支援を行う係員を設置する。(開業当時から実施) | ○ |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------------------|------------------------------|----------|
| 運行情報に関する専用案内放送設備の設置 | 待合所内に運行情報を流す案内放送設備を設置する。 | × |

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------|---|----------|
| 接遇研修の実施 | 船舶スタッフへ国交省が定める接遇ガイドラインの勉強会を実施。 (2019年～2020年) | × |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

旅客定期航路＝弊社施設内の運河を運航している船舶であり、車いすで乗船できるようタラップを使用して安全に乗り降りが可能です。待合所内に流す音声案内を検討していましたが、コロナに関する防疫対策等が優先でありましたので未実施となっております。

旅客不定期航路＝ターミナルについては県有物であり、指定管理者であるユニマツトプレシヤス(株)へ音声案内の増設及び弊社施設内の多目的トイレをご利用頂くようお願いをしております。

(3) その他

船内設置されておりますお客様アンケートにてコメントを頂いた案件については社内協議を行い都度、取り組みの改善に活用しております。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|--|---|
| (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | × |
| (2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | × |

(第10号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備(公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席(公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。)の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

4. 車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。

5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までの全ての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式及び第22号様式において同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂(公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

9. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店(公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

10. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板(以下「遊歩甲板」という。)が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板(公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

11. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

12. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

13. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

14. 2から13までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。

15. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

16. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

17. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。